



清流の国ぎふ



「主権者教育」の推進

～主権者としての自覚と社会参画の力を育む教育～

岐阜県版 指導の手引き

－ 小・中・高・特別支援学校用 －



平成26年度「明るい選挙啓発ポスター」
文部科学大臣・総務大臣賞受賞作品
高山市立松倉中学校 坪内 美音 さん



平成27年度「明るい選挙啓発ポスター」
文部科学大臣・総務大臣賞受賞作品
岐阜県立岐阜総合学園高等学校 高田 悠以 さん

平成28年3月

岐阜県教育委員会

「主権者としての自覚と社会参画の力」 を育む教育を推進します！

「公職選挙法」の一部改正
(H27.6.19 公布、H28.6.19 施行)
選挙権を有する者の年齢が、満20歳以上
から満18歳以上に引き下げられました。

目指す人間像

発達の段階を踏まえた 指導のポイント

「国や社会の問題を自分の問題としてとらえ、
自ら考え、自ら判断し、自ら行動することで
その発展に寄与できる主権者」



【小・中学校、特別支援学校小・中学部の段階】

児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うよう教育の充実を図ること

【高校、特別支援学校高等部の段階】

国家及び社会の形成者として必要な政治や選挙への関心を高め、政治的教養を豊かにするための教育の充実を図ること



市町村（地方自治体）

事例

「子ども議会」

⇒市町村議会を体験する。

「児童会・生徒会サミット」

⇒小・中学生が、よりよいまちにするための提案を考え、市町村長等に提案する。



まちづくりに視野を広げ、行政や議会の在り方等について考える



事例

学校の取組を市町村の行政と議会が支援する。

⇒世代を越えて地域の課題について話し合う。

地域（コミュニティ）

MS・MSJリーダーズ活動

中・高生が自発的に社会参加をする活動や規範意識を高める啓発活動に取り組む。

ふるさと教育

地域を知り、地域に関わる活動を通して、ふるさとへの誇りや愛着をもち、自分たちにできることを実践する。



身近な地域のよさや課題に目を向け、自分たちにできることを考え、社会貢献等の活動をする

福祉・防災活動等

地域の人たちと一緒に福祉活動や防災活動に取り組む、誰もが住みやすい地域づくりに向けて実践する。

ボランティア・奉仕活動

地域をよりよくするためにできることを考え、地域の人たちと一緒に自発的に活動する。



※これらのほか、各地で様々な活動が行われています。

学校

「指導上の政治的中立の確保」等に関する留意事項

小 中 高 特

全教育活動を通して、仲間と共に学び合い、主権者として必要な《知識》《能力》《態度》を身に付ける

「教科」「道徳科」「総合的な学習の時間」「特別活動」他

「生徒の政治的活動」等に関する留意事項

高 特

国

総務省・文部科学省

政治や選挙に関する高校生向け副教材・活用のための教師用指導資料の配布・活用

高 特



県行政・関係機関

選挙管理委員会 (明るい選挙推進協議会)

★ 県内中学3年生向け教材「CHANNEL」の配布・活用



選挙の原則、仕組みの解説と岐阜県の選挙に関する資料

議会事務局

★ 県議会の傍聴の受入れや県議会に関する広報紙の配布



議室で議長から県議会の役割等について学ぶ中学生

教育委員会

★ 「指導の手引き」(本書)の作成・配布、活用の促進(小・中・高・特)
★ 教員等向け研修会の実施(高)
★ 市町村指導主事等研修会の実施(小・中)
★ 「主権者教育通信」の発行(高・特)
★ 主権者教育のカリキュラム開発(高)
★ 実践好事例の普及(小・中・高・特)など





学校における「指導上の政治的中立の確保」等に関する留意事項

まずは、法令等で定められていることを確かめましょう！

小 中 高 特

以下、「**私たちが拓く日本の未来 活用のための指導資料**」(文部科学省)の該当頁を参照
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm)

共通

*高校については詳細な解説を後掲しています。

「指導の仕方」に関すること

基本的なスタンス

P.21

- ★ 一般に政治とは、自分の意見をもちながら議論を交わし合意形成を図っていくことが重要であることから、一つの結論を出すよりも、結論に至るまでの冷静で、理性的な議論の過程を大切にす。
- ★ 特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や偏った取扱いとならないよう指導する。

教育基本法 第14条 2

「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」

Q1 実在する特定の政党に関して、その政策等に触れてもよいでしょうか？(P.87)

A 現実に存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れることは、指導内容によって考えられることです。その場合は、一つの政党についてのみ取り上げることは避け、授業のねらいに照らした理解が可能になるよう、複数の政党の主張を並列して紹介するなどしましょう。



Q2 個別の課題に関して、教員が特定の見解を取り上げることはよいでしょうか？
また、特定の見解を自分の考えとして述べてもよいでしょうか？
新聞記事等を活用する場合の留意点はどのようにでしょうか？(P.86、P.90)

A 生徒の話合いが一つの観点に終始し議論が深まらない場合などに、教員が他の見解を提示することも考えられます。教員が多様な見解の中の一つの見解として、それを提示するに当たっては、教員の個人的な主義主張を避けて中立かつ公正な立場で提示することが必要です。
また、新聞記事を活用する場合、政治的に対立する見解がある現実の課題については、異なる見解をもつ複数紙を使用することが望まれます。一紙のみが取り上げている場合等には、多様な見解の一つであることを十分に理解させることも必要です。(特定の政党に関する新聞記事のみを配布するなどした場合は、法令等に違反するおそれがあります。)



Q3 特定の政党に所属している地方議会議員や政党関係者等を学校に招くことはどうでしょうか？(P.88)

A 必要に応じて校長を中心に学校として計画的に取り組むことが考えられます。その場合、事前打合せにおいて、政治的教養を育む教育のねらいや配慮事項について伝えることなどにより、具体的な投票行為や支持の呼びかけが行われぬよう配慮しましょう。また、保護者に対しても、事前に当該学習活動の趣旨や留意事項について周知するよう配慮しましょう。
※複数の会派を招くなど、生徒が多様な意見に触れられるような工夫が期待されます。選挙期間中は特段の注意が必要です。



教員としての「立場」に関すること

教育公務員特例法 第18条

公立学校の教育公務員の政治的行為の制限

国家公務員の例による。

国家公務員法 第102条

「職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らかの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。」

Q1 禁止される具体的な目的や行為とは、どんなものがありますか？(P.77)

A 法令違反の疑いのある事例としては、例えば以下のようなものが想定されます。

- ① 候補者の推薦等
(例：教員等の地位を利用して、票の割り当て等を行うとか、演説会の開催や選挙運動の企画に関与する。等)
- ② 投票の依頼または勧誘
(例：PTAの会合の席上で、特定の候補者に投票するよう依頼する。家庭訪問や懇談の際に、特定の政党や候補者に投票するよう勧誘する。選挙運動員として、候補者の自動車に乗り、投票を呼びかける。等)

その他、③ 署名運動 ④ デモ行進 ⑤ 新聞、雑誌、ビラ等 ⑥ 広告、ポスター、挨拶状等 ⑦ 演説等 ⑧ 資金カンパ 等



公職選挙法においても、地位利用による選挙運動の禁止が定められています。

例えば、(P.82)

公職選挙法 第137条

「教育者は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。」

- ★ 授業中に特定の候補者に投票するよう働きかける。
- ★ 児童、生徒に対しポスターを貼らせ、候補者の氏名を連呼させる。
- ★ 児童、生徒を通じて、特定の候補者に投票するよう、保護者に依頼する。
- ★ 保護者会の席などにおいて選挙運動をする。 等

小・中学校 特別支援学校小・中学部 における 実践例

この段階では、児童生徒自身が、学校や地域での生活をよりよくなるために、教科等の学習を基に生活上の諸問題を発見・解決したり、諸活動を計画・運営したりするなど、主体的に社会参画することの意義や価値を感じていく学習を積み上げることが、主権者教育の充実につながります。



教科の授業

国語 小学校・小学部：第6学年

★ 単元：「学級討論会をしよう」

学校生活や社会生活の諸問題について、自分の立場や意見をはっきりさせて、肯定・否定の両面の立場から話し合いを行います。ここで学んだことは、互いの考えを正しく理解し、納得できる解決策を見付ける力の育成につながります。



グループでの討議

社会 小学校・小学部：第6学年

★ 単元：「わたしたちの生活と政治」

国や県、市町村による子育て支援事業や災害復旧等の事例を取り上げ、市役所・役場等で働く人や地域の方へのインタビュー等の調査を通して、「生活と政治のつながり」について学習します。ここで学んだことは、政治を自分の生活と関連付けて考える力の育成につながります。



地域の方へのインタビュー

社会（公民的分野） 中学校・中学部：第3学年

★ 単元：「民主政治と政治参加」

選挙の仕組みを理解するとともに、「国民の政治参加の重要性」について考えます。ここで学んだことは、将来、主体的に選挙に参加しようとする態度の育成につながります。



市行政担当者への提言

★ 単元：「地方の政治と自治」

自分たちの住む地域の課題について具体的に調べ、自分なりの提言をすることを通して、「住民参加による地方自治」について学習します。ここで学んだことは、地域社会への関心を高め、地域づくりに積極的に参加しようとする態度の育成につながります。



消費者教育出前講座

技術・家庭（家庭分野） 中学校・中学部：第2学年

★ 題材：「賢い消費者になろう」

「消費者の基本的な権利と責任」について、実際の消費生活と関わらせて学習します。ここで学んだことは、候補者の政策を消費者の立場から評価する力の育成につながります。

道徳科

主題名／「働くことの喜び」 内容項目／C(14)「勤労、公共の精神」 小学校・小学部：第5・6学年

★ 資料名：「美しい山河を未来に」(出典「心に響くふるさとの道徳指導資料」平成27年3月)

水理工師として、水害に苦しむ地域住民が安心して生活することができるよう、木曾三川改修工事に取り組んだデレケの生き方について考えます。ここで学んだことは、よりよい地域をつくるために自分の役割を自覚し、進んで責任を果たそうとする態度の育成につながります。



地域の方に学ぶ道徳科の授業

特別活動

生徒会活動／「議員と議会」 中学校・中学部

★ テーマ：「私の一票・私の意見が、学級の代表意見となり、学校の生活を変える」

生徒議会の活性化を図り、一人一人の意見が学級の総意となり、議会において、全校の総意に反映され、よりよい学校生活の実現へとつながるという議会制民主主義を体験するとともに、その意義や意味を実感できる議会運営を進めていきます。ここで学んだことは、将来の社会参画への意欲を育むことにつながります。



生徒会役員選挙

総合的な学習の時間・その他

★ テーマ：「よりよい地域をつくるために自分にできること」

「私たちの住む地域を元気にしよう」

自分たちが住む地域を元気なまちにしようと、夏祭りや市民運動会等の運営に地域の方と一緒に取り組み、地域貢献や社会参画への意識を高めます。

「地域の福祉施設を訪問しよう」

身近にある福祉施設を訪問し、育てた花を贈ったり、合唱を披露したりするなどして、様々な人々と共に生きる共生社会の実現に向けた意欲を育みます。

工夫ある取組の事例

「まちづくりへの提案」
地域の魅力や課題をもとに自分たちの活性化案を提案



「新聞を活用した学習(NIE)」
新聞を活用して、時事問題等に関心をもつ取組



学校教育で付けたい力

政治や選挙など、社会に関する理解を深めながら、我が国や地域の課題を理解し、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを形成していくとともに、根拠をもって自分の考えを主張しつつ、他人の考えに耳を傾け、合意形成を図っていく力

そのために必要となる《知識》《能力》《態度》とは

知識

- A** 憲法や選挙、政治参加についての理解
 - 日本国憲法、民主政治の仕組みや議会議制民主主義、望ましい政治の在り方
- B** 人、生命や自然、集団や社会についての理解
 - 平和で民主的な国家・社会
 - 持続可能な社会(エネルギー、環境、産業、国際理解、生物多様性)
 - 消費生活、情報化社会
 - 生活に必要な言語、数量的な関係
 - 生活に関わる自然現象
 - 健康・安全で幸福な生活
 - 生活を明るく豊かにする芸術 など

能力

- A** 互いの立場や考えを言語を通して適切に表現し、正確に理解する力
- B** 根拠をもって主張し、他者を説得する論理的思考力
- C** 現実社会の諸課題について考えるために、習得した知識・技能などを活用する力
- D** 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- E** 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決(合意形成・意思決定)する力 など

態度

- A** 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度
- B** 仲間と共に学び合い、他者を尊重しようとする態度
- C** よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うための道徳的な判断力、心情、実践意欲や態度
([遵法精神、公德心] [公正、公平、社会正義] [社会参画、公共の精神] など)

※《能力》については、「私たちが拓く日本の未来」(文科省)に示された「論理的思考力」「多面的・多角的に考察し、公正に判断する力」「課題を見出し、協働的に解決する力」等を指しています。

全教育活動を通して

主権者教育は、学習指導要領を超えた新たな内容を指導するものではなく、これまで十分に指導してきた内容を取り上げるものです。教科等の目標や内容に照らして、主権者教育で付けたい《知識》《能力》《態度》との関わりを明確にし、指導内容や指導方法を工夫することが大切です。

参考

教科等で付けたい 主な知識・能力・ 態度とは…

中学校技術・家庭の「技術分野」を例にあげると、目標は「基礎的・基本的な知識・技術を習得するとともに、技術と社会や環境との関わりについて理解を深め、技術を適切に評価し活用する能力と態度を育てる」です。日本の将来を支える最新のものづくりの技術や、エネルギーに関わる今日の話題などを取り上げ、考えを交流し合うなどし、技術を適切に評価できる力を高めることができるよう、更なる指導の充実を目指します。



教科等	国語	社会	地理歴史	公民	算数 数学	理科	生活	音楽	図画 工作	美術	体育 保健体育	家庭 技術・家庭	情報 技術・家庭	外国語	道徳科	総合的な学習の時間	特別活動 他
								芸術									
知識	B		A B		B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	A B	A B
能力	A B		C D E		B	B C	C D	C	D	C	C	C D	C D	A B	D	C D E	D E
態度	B		A C		B	B	C	B	B	B	B	A B	A B	B	A B C	A	A

※どの児童生徒も学習する教科等を取り上げています(高等学校は各学科に共通する教科(科目)等を取り上げています)。

教科等における取り上げたい学習方法と学習内容の例

取り上げたい学習方法

- 1 正解が一つに定まらない問いに取り組む学び**
 - 葛藤を抱く課題に対して根拠に基づいた主張を述べ、自分とは異なる立場の主張を読み取る。
- 2 学習したことを活用して解決策を考える学び**
 - 他の教科・科目等で学んだ知識・技能も活用して、解決策を考える。
- 3 他者との対話や議論により、考えを深めていく学び**
 - 学び合い考える活動や地域の人との意見交換など、対話や議論により考えを深める。

現実の具体的な政治的事象を題材とした実践的な教育活動は、発達の段階を十分に考慮し設定する必要があります。

また、活動自体が目的とならないよう、付けたい力を明確にして指導しましょう。

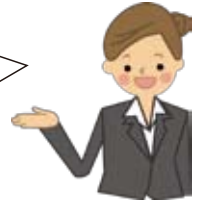


学習内容の例 (各校種の学習内容のつながりを考えましょう)

校種	小学校 特別支援学校(小学部)	中学校 特別支援学校(中学部)	高等学校 特別支援学校(高等部)
教科等での学習内容の例	互いの考えを伝え合うことについて		
	国語「話すこと・聞くこと」 日常生活から話題を決め、考えたことや伝えたいことなどを関連付けて、計画的に話し合う。	国語「話すこと・聞くこと」 社会生活から話題を決め、経験や知識を整理して考えをまとめ、合意形成を目指して話し合う。	国語総合「話すこと・聞くこと」 課題を解決したり考えを深めたりするために相手の立場を尊重し、表現の仕方や進行の工夫をしながら話し合う。
	日本国憲法に保障された民主政治について		
	社会「日本国憲法の基本的な考え方」 政治が国民生活の安定と向上を図っていることや、民主政治が日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考える。	社会(歴史 公民)「人間の尊重と日本国憲法」 第二次世界大戦後の我が国の民主化と再建の過程や、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることを理解する。	日本史A 現代社会「日本国憲法と民主政治」 日本国憲法の三大原理が、民主的な政治体制にとって、どのような意義を有しているかを考察する。
	民主政治における政治参加について		
	社会「地方公共団体や国の政治の働き」 社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などから、国民主権と関連付けて政治の働きを考える。	社会(公民)「民主政治と政治参加」 地方自治、国会を中心とする国の民主政治、法に基づく公正な裁判や、選挙の意義について理解する。	現代社会「現代の民主政治と政治参加の意義」 政治の在り方について認識を深め、政治参加の重要性と民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深める。
	現代社会をとらえる見方や考え方について		
	社会「岐阜県の特徴」 地理的位置や地形、産業、交通網、都市、特色ある生活、国内の他地域や外国との関わりについて調べ、特色を考える。	社会(公民)「私たちと現代社会」 社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考え、対立と合意、効率と公正について理解する。	現代社会「私たちの生きる社会」 社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解するとともに、いかに生きるかを主体的に考察する。
	よりよい地域社会の形成について		
	生活「公共物や公共施設の利用」 公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどに気付く。	社会(地理)「身近な地域の調査」 身近な地域で調査を行い、地域の課題を見出し、地域社会の形成に参画し、その発展に努力しようとする。	地理A「生活圏の地理的な諸課題と地域調査」 地域の課題について、地域性や歴史的背景、日常生活との関連を踏まえて、多面的・多角的に考察する。
	情報化社会について		
	社会「情報産業や情報化した社会」 情報化の進展に伴う国民生活への影響や情報の有効な活用について考える。	技術・家庭(技術)「情報モラル」 著作権や発信情報への責任を知り、情報モラルや技術に関わる倫理観について考える。	社会と情報「望ましい情報社会の構築」 情報システムが社会生活に果たす役割について理解し、それらを活用する方法を考える。
	消費者市民社会について		
	家庭「身近な消費生活」 物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考え、適切に購入できる。	技術・家庭(家庭)「身近な消費生活」 自分や家庭の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解する。	家庭基礎「消費生活と経済の管理や計画」 消費生活の現状と課題や権利と責任を理解し、生涯を見通した経済の管理や計画について考える。
	社会参画や公共の精神について		
	道徳科「勤労、公共の精神」 働くことや社会に奉仕することの充実感を味わい、公共のために役立とうとする。	道徳科「社会参画、公共の精神」 社会参画と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもち、よりよい社会の実現に努めようとする。	倫理「現代の諸課題と倫理」 地域社会等における倫理的課題を自己の課題として探究し、人間としての在り方生き方について自覚を深める。
横断的・総合的な課題について			
総合的な学習の時間 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題について、他者と協同して問題を解決する学習や探究的な学習を通して、よりよく問題を解決するとともに、自己の生き方を考える。			
よりよい生活や望ましい人間関係づくりについて			
特別活動「児童会活動」 児童会活動等を通して、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、学校生活の充実と向上を図る活動を行う。	特別活動「生徒会活動」 生徒会活動等を通して、集団や社会の一員として、協力して諸問題を解決し、学校生活の充実と向上を図る活動を行う。	特別活動「生徒会活動」 集団や社会の一員として、協力して諸問題を解決し、学校生活の充実と向上を図る活動を行う。社会奉仕や勤労に関わる体験的な活動の機会を取り入れる。	

高等学校 特別支援学校高等部 における 実践例

この段階では、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力などを育むため、「模擬選挙」、「模擬請願」、「模擬議会」などの具体的かつ実践的な学習に取り組みましょう。



模擬選挙「特別活動」(学校行事)における実践例

★ テーマ：「未来の知事を選ぼう」

本活動では、生徒の代表者を候補者、その他の生徒を有権者と見立てて、「地域の課題」を選挙の争点とした模擬選挙を行います。模擬選挙を通じて選挙や政治に関心をもち、個人として現実の政治的課題を把握し、深く考え、判断するという学習効果とともに、投票前に学級等で議論を行うことによって生徒の考えを深めていくことをねらいとします。

学習の 流れ

- ①事前学習
(ア) 地域の現状・課題をまとめる ⇒(イ) 自分の意見と候補者の政策を比較する
- ②政策討論会、投票
- ③学習の振り返り



模擬投票

模擬請願「現代社会」における実践例

★ 単元：「現代の民主政治と政治参加の意義」

本活動では、地域の願いを知る、公益を考えて書面に仕上げる、振り返るというステップを踏みながら、生徒が地域課題を把握するとともに、請願というかたちでの解決策の提案を行うことについて学習します。

条例の制定・改廃の請求や議員解職請求も直接民主主義の現れですが、個人やグループの公益性の高い願いを直接議会が審議し採択する過程に触れることを通じて、政治がより身近なものであることを実感させることをねらいとします。

学習の 流れ

- ①模擬請願の作成
(ア) 地域の願いを集める ⇒(イ) 優先順位を考える ⇒(ウ) 請願書をまとめる
- ②議会事務局の訪問(実際に請願を議論している委員会を傍聴等) ※必要に応じて
- ③学習の振り返り



グループ討議

模擬議会「総合的な学習の時間」における実践例

★ テーマ：「よりよい地域づくりのために」

本活動では、議会における議案の審議過程を体験することを通じて、①議会制民主主義と政治参加に対する関心を高めること ②自分の意見には根拠が必要であることを理解するとともに、異なる立場の意見がどのような根拠に基づいて主張されているかを考察すること ③現実の社会においては様々な立場やいろいろな考え方があることを理解し、それらの争点を知った上で現実の社会の諸課題について公正に判断すること、などをねらいとします。

学習の 流れ

- ①争点の整理(それぞれの議案について賛成、反対の理由を挙げて争点を整理)
- ②討論の準備(政党分け、委員会分けを行い、討論や趣旨説明、質疑応答の内容を検討)
- ③委員会の開催(趣旨説明、質疑応答、討論を経て、多数決により採決)
- ④本会議の開催(委員長報告、討論を経て、多数決により採決)
- ⑤学習の振り返り



高校生議会

全ての教科等で生徒が有権者としての判断を適切に行うことができるように、公民科はもとより、各教科、総合的な学習の時間などにおいて、話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めましょう。また、指導に当たっては、外部の公的機関と連携するなど、実践的な学習に積極的に取り組みましょう。



高校における

「指導上の政治的中立の確保」等に関する留意事項 Q & A[※]

及び

「生徒の政治的活動」等に関する留意事項 Q & A[※]

高校

Q & A

「指導上の政治的中立の確保」等に関する留意事項

Q 1 政治的教養を育む教育を行う際に、満18歳以上と満18歳未満の生徒が混在する場合に、生徒の指導に当たっての留意点は何ですか。

A 満18歳以上と満18歳未満の生徒を区別する必要はありませんが、選挙権の有無や公職選挙法上の選挙運動が可能かどうかなど法律上差異があることを理解させ、満18歳以上の生徒が、同じ高校生という理由で満18歳未満の生徒に同じ行動を求めることは違法となる場合があることを理解させる必要があります。

Q 2 選挙運動期間中に満18歳以上と満18歳未満の生徒が混在する第3学年等を対象とした授業において、政策について議論させる学習を行う場合の留意点は何ですか。

A ①選挙運動期間中に満18歳未満の生徒が満18歳以上の生徒に、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合などには、公職選挙法上、満18歳未満の者によるものが禁止されている選挙運動となるおそれがあること。
②満18歳以上の生徒に対し、教員が授業において生徒にどの候補者や政党へ投票したいかを尋ねることは、投票の秘密保持の趣旨から控える必要があること。

Q 3 生徒から教員の主義主張を尋ねるような質問があった場合には、どのように対応すればよいですか。

A 必要に応じて、授業のねらいを踏まえつつ、学校における政治的教養を育む教育は、議論の下で生徒の考えをまとめていくようなプロセスが重要であること、また、公職選挙法等の法令に基づき行われるべきものであることなどについて、生徒にも理解させることが求められます。

Q 4 実際の選挙に合わせて模擬選挙を行う際に、実在する全ての政党を取り扱う必要はありますか。

A 満18歳以上の生徒が参加する場合には、学校が一部の政党や候補者を除外して実施することは、有権者である生徒の投票行動に影響を及ぼすことになることから適当ではありません。

Q 5 実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙において、模擬選挙の事後指導で、どの政党等に投票したかを、他の生徒の前で発表させてもよいですか。

A 満18歳以上の生徒についてどの政党や候補者に投票したかは、投票の秘密として守られるべきものであり、個々人の投票先を生徒に発表させることは控えるべきです。

Q & A

「生徒の政治的活動」等に関する留意事項

Q 6 いつまでに満18歳の誕生日を迎えていれば投票はできますか。

A 満18歳以上かどうかの算定は、投票日時点において行われ、投票日の翌日が満18歳の誕生日である人まで選挙権を有します。ただし、投票には選挙人名簿に登録されていることが必要です。

Q 7 そもそも選挙運動とは何ですか。

A 「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」と解されています。

Q 8 選挙運動は、いつからいつまでの間できますか。

A 選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間にしか行うことができません。

Q 9 満18歳未満は選挙運動ができますか。

A 満18歳未満の者は選挙運動を行うことはできません。選挙運動期間中に誕生日を迎える者は、誕生日の前日から選挙運動を行うことができます。

Q 10 18歳の生徒が、共感したある候補者のメッセージをツイッターで広めることは可能ですか。

A 選挙運動期間内なら可能です。ただし、電子メールを使うのは公職選挙法で禁止されています。

Q 11 18歳の生徒が、同じ18歳の同級生から「食事をおごるから次の選挙ではA候補に投票して」と言われましたが、許されますか。

A 特定の候補を当選させる目的でのこうした申し出は、選挙運動期間内外問わず禁止です。実際に受けるとこの生徒も買収罪に問われるおそれがあります。

Q 12 ある政党の支援活動をしている人から、部活動の名簿を渡すよう言われましたが、渡してよいですか。

A 名簿を渡すことは、名簿に記載されている他の生徒に損害が生じるおそれがあるため認められません。

Q 13 公職選挙法違反を行った場合、20歳未満でも罰せられますか。

A 連座制の対象となる場合(候補者の子による買収罪など)には、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと家庭裁判所が認める場合、原則、保護処分ではなく、刑事処分の対象となります。また、連座制の対象とならない場合でも、家庭裁判所は、選挙の公正の確保等を考慮した上で、刑事処分の対象とすることができるとされています。